

Securities News Digest

この Securities News Digest は、ニューヨーク事務所が、米国等における最近の証券関係の興味深いニュースを紹介したものである。

（一九九四年七月八日号）

議会関係

マキー下院通信金融小委員会委員長、サイナー下院議員及びワイデン下院議員、レビット SEC 委員長に対し GAO による派生商品に係るレポートに対する SEC の意見を明確にするよう要求する質問状を連名で送付。SEC が新たな規制導入に消極的であることに對して圧力をかけることが目的と見られる。

上院本会議、ステイブ・ウ

オールマン氏の SEC 委員就任を承認。同氏はワシントンの法律事務所でパートナーを務め、ペンシルバニア州やオハイオ州で敵対的企業買収を制限する法案起草を支援したことで有名。同氏の就任で SEC 委員五名の定員がすべて埋まることになるが、シャピロ委員が現在 CFTC 委員長候補として議会承認を待っている段階であり、同委員の CFTC 委員長就任後は再び SEC 委員人選が行われることになる。

SEC 関係

SEC 及び FRB、ルドウィッグ OCC 長官から提案されていた匿名調査員を使った銀行によるミューチュアルファンドの販売の調査に対する協力を拒否。

バーバッシュ SEC 投資管理局長、ICI に宛てた書簡の中で金融派生商品の中にはマネーマーケットファンドの投資対象として適当でないものがあるとし、既にファンドに組み込まれている場合

ニューヨーク事務所通信

は処分案を作成するよう要請。

バーバッシュ SEC 投資管理局長、金融派生商品取引によって損失を出すミューチュアルファンドが増加していることに対応し、ミューチュアルファンドによる派生商品への投資についての報告義務強化を考慮中と発言。

SEC、NASD、NYSE 及び四〇の州証券監督者当局、ペニースtock取引に係る共同調査の結果を発表、ペニースtock取引に係るルールは概ね遵守されている。同取引活動は減少していると報告。

SEC、NASD によるナスダック銘柄空売りの際のアップ・ティック・ルールの試行的採用（一八カ月）及び顧客からナスダック銘柄の指値注文を受けたマーケット・メーカーが顧客注文の執行以前に同一銘柄を自己勘定で取引することを禁止するルールの採用を承認。

SEC 及び大手証券会社六社、派生商品販売及び取引に係る自主規制案を作成中と発表。派生商品取引に係る新たな規制法案成立を牽制するためと見られる。

取引所・自主規制機関等関係

アーバーCBOT 理事長、現在禁止されている個別株式の先物取引を認めるべきであると発言。個別株式の先物は SEC と CFTC の間で監督権について争いがあり結局禁止されることになったものの。

NASD、ミューチュアルファンドが NASD に投資信託の価格を報告する期限を五時三〇分から五時四〇分に延長。フィデリティが誤った価格を報告したことに対応し、ミューチュアルファンドにより正確な価格を計算する時間を与えるための措置。

International

シドニー先物取引所、米国内では禁止されている米国株式（IBM及びGM）の先物を九五年第1四半期に上場する予定であると発表。

その他

フィデリティ（全米第一位のミューチュアルファンド）、コンピュータの故障のため投信の純資産価格を計算することができなかった六月一七日、前日の価格を当日の価格としてNASDに報告し投資家に不適切な情報を伝えたと発表。

スタンダード&プアーズ、派生商品市場に対する規制強化に反対する一方、債券格付けに重大な市場リスクまたは派生商品に係るリスクを伴うことを示す「R」マークを導入する予定であると発表。

Talk of the Town

下院はSECの予算要求額を三億九六〇万ドルか

ニューヨーク事務所通信

ら五八九〇万ドルに大幅減額すると決議した。ここ数年間、ディンゲル下院エネルギー商業委員会委員長らはSECは自らが徴収する手数料で運営されるべきであると主張してきたが、上院ではSECに過大な独立性を与えるものとして反対してきた。今回の下院決議は上院銀行委員会に圧力をかけるためと見られる。SECが九五年に徴収する手数料は八億一三五〇万ドルにのぼる見込みで、レビットSEC委員長は「SECは連邦政府のプロフィットセンターとなっている」として下院案を支持している。

（一九九四年七月二九日号）

議会関係

マッキー下院通信金融小委員会委員長、現在規制の対象外となっている証券会社または保険会社の関連会社である派生商品取引業者をSECの監督下に置く内容の法案を提出。

下院エネルギー商業委員会、地方証券取引所が他の国法証券取引所に新規上場された証券を取引する際に必要な待機日数を現行の数週間から三営業日に短縮する法案を承認。

SEC 関係

SEC、一九三三年証券法セクション一二(二)の規定(不実記載または不開示に係る損害賠償規定)は証券の発行市場だけでなく流通市場及び相対取引にも適用されるという見解を表明。

SEC、引受証券会社に対し地方債発行体が年次財務諸表の公表に事前に同意しない限り当該地方債の引受を禁止し開示情報を監査しない場合は流通市場で顧客に販売することを禁止するというルール(証券レビュー第三四巻第四号参照)の施行を三カ月から六カ月延期する模様。

バーバッシュSEC投資管理局長、ICIに対し、ある種のアジャスタブル金利派生商品はリス

クが高すぎるのでマナー・マーケット・ファンドはそれらを保有すべきでないとする同局の見解を重ねて表明。

ロバーツSEC委員、SECは現行のミューチュアル・ファンドの派生商品保有に係る情報開示のあり方について懸念を持っている、本年末までにこの分野でSEC規則が制定される可能性が強いと発言。

SEC、NASDの提案していたミューチュアルファンド及びその他の投資会社の広告・販売促進資料に用いられる運用成績ランキングに係るガイドラインを承認。

レビットSEC委員長、下院通信金融小委員会において連邦証券法下における訴訟制度について証言、要旨は以下の通り。

・三四年取引所法セクション一〇b及びルール一〇b―五における私的訴権は同法違反の教

唆・幫助には適用されないとする最高裁判決は不適当であり立法によって手当されるべきである。

- ・ルール一〇b―五に基づく訴えは違反の事実から三年以内に起こされなければならないとした最高裁判決は不適当であり立法により五年以内にまで延長されるべきである。

- ・株主訴訟の濫用を防止する立法措置を取るべきである。

- ・証券法によって証券詐欺に係る救済策が講じられている場合はRICO（強請的不正組織取締法）による救済策の適用はないとすべきである。

ビーズSEC委員、下院通信金融小委員会において、ベンチャー・キャピタル等の小規模企業への投資に係る規制を緩和する内容の法案（Small Business Incentive Act）及び公開企業に投資するとともに経営に関する助言を与える新しい形態のクローズエンドファンド（Managerial Strategic

Investment Company）を創設し投資会社法上の大部分の規制から免除する内容の法案（草案）について証言。

取引所・自主規制機関等関係

ICI、ミューチュアルファンドのファンドマネージャー等の個人的証券売買に係る倫理綱領（証券レビュー第三四巻第六号参照）を採択。

銀行監督機関関係

ベンツェン財務長官、金融市場ワーキンググループ（財務省、FRB、SEC、CFTCのトップで構成）によるレポートをディンゲル下院エネルギー商業委員会委員長に提出。GAOの指摘した派生商品に係る問題点に対する取組は進んでおり新たな法規制は不要であると報告。

International

IOSCO、証券会社の店頭派生商品取引に係るリスク管理のガイドラインを発表。

その他

ペインウェバー、同社が投資助言を行っているミューチュアルファンド (Short-Term U. S. Government Income Fund) から同ファンドの総資産の約四分の一に相当する一億八〇〇〇万ドル相当のモーゲージ派生商品を買戻すと発表。同社は先月にも同ファンドへ合計八八〇〇万ドルの損失補償及び証券買戻しを行っている。

Talk of the Town

オハイオ州では州憲法を改正し州政府が株式投信を設定しさらにその投信に投資できるようにしようという動きがある。投信で手数料収入を得ることは税金を上げるより良い方法であるしカジノを合法化するよりも健全であると同州政府関係者は述べている。同様の動きはフロリダ、カリフォルニア等でも見られる。一方、投資の専門家達は、州政府が投信への参入を考えるようでは明らかに相場は天井を打った、持株は全部処分したほうが

良いとコメントしている。

ニューヨーク証券取引所が三年連続で記録的な収益をあげ、一九九三年末時点で三億九四〇〇万ドルの現預金等を保有していることが明らかになったことから、同取引所がこの資金をどのように使うのか関係者は関心を持っている。これまでに出現している選択肢には、新商品技術に対応する投資、アメリカン証券取引所との共同ビルディングの建設、アメリカン証券取引所の買収、グローバルライゼーションに対応した海外での拠点構築、会員から徴収する手数料の削減等がある。また競合するナスダックでは一九九三年末時点で二億七〇〇〇万ドルの資金を保有していると言う。